

産学連携海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大分県医療ロボット・機器産業協議会会長（以下「会長」という。）は、東九州地域における医療関連機器産業の一層の集積を目的に、県内企業が開発又は製造する医療関連機器等の海外販路開拓を支援するため、県内企業が海外の現地医師等との商談等を産学連携で行う際に必要となる経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は大分県医療ロボット・機器産業協議会の会員企業であり、かつ、大分県内に本社又は主たる事業所を置く県内企業とする。

(補助対象事業)

第3条 補助交付の対象となる事業は、医療関連機器等の海外販路開拓を行うために産学連携により医師等を帯同し、海外の現地医師等との商談・求評等を行うものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 同一の補助事業者に対する補助金の交付は、同一年度内において2回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付し、補助金交付申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 会社概要（パンフレット等）
- (4) 法人の登記簿謄本（写し）
- (5) 商談・求評等の概要及び渡航行程表
- (6) 決算報告書（直近3期分の財務諸表）
- (7) 誓約書（第3号様式の2）
- (8) その他会長が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経

費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合は、すみやかに会長に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。
- （6）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- （7）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- （8）会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （9）第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(10) 第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(11) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更であって、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第7条 会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容が補助金の交付の目的に適合する者であるかどうかを審査し、すみやかに審査結果を申請者に通知するものとする。

なお、申請内容が補助金の交付目的に適合する場合には、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとし、その決定の内容及びこれに付した条件を併せて通知する。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交

付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。

- (１) 事業結果報告書（第９号様式）
- (２) 収支精算書（第１０号様式）
- (３) 領収書又は請求書の写し
- (４) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第１２条 会長は、実績報告等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第１１号様式）により通知する。

(書類の提出部数等)

第１３条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は１部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に会長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、大分県医療ロボット・機器産業協議会の平成２９年度予算から適用する。

別表

補助対象経費		補助率 (補助限度額)
経費区分	内容	
(1) 旅費	医師等を帯同する場合の医師等に対する旅費	1／2以内 (30万円)
(2) 謝金	医師等を帯同する場合の医師等に対する謝金	

第 1 号様式（第 5 条関係）

年度産学連携海外販路開拓支援補助事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）
名称（事業実施主体代表者の名称）
氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名） ㊞

年度において、下記のとおり産学連携海外販路開拓支援補助事業を実施したいので、
補助金 円を交付されるよう、産学連携海外販路開拓支援事業費補助
金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|------------|------------|---|
| 1 事業目的及び内容 | 事業計画書のとおり | |
| 2 補助金交付申請額 | 補助事業に要する経費 | 円 |
| | 補助対象経費 | 円 |
| | 補助金交付申請額 | 円 |

- 3 添付書類
- （1）事業計画書（第 2 号様式）
 - （2）収支予算書（第 3 号様式）
 - （3）会社概要（パンフレット等）
 - （4）法人の登記簿謄本（写し）
 - （5）商談・求評等の概要及び渡航行程表
 - （6）決算報告書（直近 3 期分の財務諸表）
 - （7）誓約書（第 3 号様式の 2）
 - （8）その他会長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

企業名			
所在地			
代表者名	役職		氏名
主たる業種			
主要製品			
従業員数	名	設立	年 月
資本金	千円	売上高	千円
連絡担当者	所属・役職		氏名
	TEL		FAX
	e-mail		

2 事業内容

渡航期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
渡航場所・訪問先	
渡航先での商談・求評等の内容	
帯同医師	
本事業による効果 (目標)	

第3号様式（第5条関係）

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

項目	予算額	備考
自己資金		
補助金		
借入金		
その他		
計		

2 支出の部

（単位：円）

項目	予算額	備考
旅費		
謝金		
計		

※詳細については別紙に記載すること。

別紙

経費 区分	内容	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金 交付申請額	備考
旅費					
	計				
謝金					
	計				
合計					

- ※ 1 「補助事業に要する経費」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。
- ※ 2 「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。
- ※ 3 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」の合計に補助率を乗じた金額以内で、かつ、補助限度額以内を記載すること。

第3号様式の2（第5条関係）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県医療ロボット・機器産業協議会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員が役員となっている事業者
 - （4）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （5）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （6）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - （7）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - （8）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）

（ふりがな）

名称（事業実施主体代表者の名称）

（ふりがな）

氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）

⑩

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

第 4 号様式（第 6 条関係）

年度産学連携海外販路開拓支援補助事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）
名称（事業実施主体代表者の名称）
氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）[㊞]
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった年度産学連携海外販路開拓支援補助事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、産学連携海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 1 号の規定により申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	変更による増減額	金	円

2 変更の理由

（備考）
以下、第 1 号様式の記の 3 以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照で
きるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第 5 号様式（第 6 条関係）

年度産学連携海外販路開拓支援補助事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）
名称（事業実施主体代表者の名称）
氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった年度産学連携海外販路開拓
支援補助事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、産学連携海外販路開
拓支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 10 号の規定により、下記のとおり報告しま
す。

記

- | | | | |
|---|--------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 | その他 | | |

- (1) 消費税等仕入控除税額集計表（別紙）を添付すること。
 - (2) その他参考となる書類
- ※消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度産学連携海外販路開拓支援補助事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額（A）	補助率 （B）	仕入に係る消費税等仕入 控除税額（A×B）	備考

- （注） 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第6号様式（第7条関係）

年度産学連携海外販路開拓支援補助事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長

年 月 日付け第 号で補助金の交付申請のあった年度産学連携海外販路開拓支援補助事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、産学連携海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合は、すみやかに会長に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更であって、次のとおりとする。
- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(備考)

要綱第6条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

年度産学連携海外販路開拓支援補助事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）
名称（事業実施主体代表者の名称）
氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度産学連携海外販路開拓支援補助事業費補助金については、下記のとおり精算払（概算払）の方法により交付されるよう、産学連携海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了)年月日	備考
円	円	円	円		

支払先：
金融機関名：
口座番号：
口座名義：

第8号様式（第11条関係）

年度産学連携海外販路開拓支援補助事業実績報告書

第号
年月日

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）

名称（事業実施主体代表者の名称）

氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）⑩

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度産学連携海外販路開拓支援補助事業について、下記のとおり実施したので、産学連携海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容及び効果 事業計画書のとおり

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）事業結果報告書（第9号様式）
- （2）収支精算書（第10号様式）
- （3）領収書又は請求書の写し
- （4）その他会長が必要と認める書類

第9号様式（第11条関係）

事業結果報告書

1 申請者の概要

企業名				
所在地				
代表者名	役職		氏名	
連絡担当者	所属・役職		氏名	
	TEL		FAX	
	e-mail			

2 事業内容

渡航期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
渡航場所・訪問先	
渡航先での商談・求評等の内容	
帯同医師	
本事業による効果	
今後の事業目標	

※渡航先での商談・求評等の概要がわかるもの及び活動の様子をまとめたもの等を添付すること。

第10号様式（第11条関係）

収支精算書

1 収入の部

（単位：円）

項目	精算額	予算額	備考
自己資金			
補助金			
借入金			
その他			
計			

2 支出の部

（単位：円）

項目	精算額	予算額	備考
旅費			
謝金			
計			

※詳細については別紙に記載すること。

別紙

経費 区分	内容	補助事業に 要した経費	補助対象 経費	補助金 交付申請額	備考
旅費					
	計				
謝金					
	計				
合計					

- ※ 1 「補助事業に要する経費」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。
- ※ 2 「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。
- ※ 3 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」の合計に補助率を乗じた金額以内で、かつ、補助限度額以内を記載すること。

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

年度産学連携海外販路開拓支援補助事業費補助金の
額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長

年 月 日付け第 号で提出のあった 年度産学連携海外販路開拓支援
補助事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け第 号による交付決定通知に
係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、産学連携海外
販路開拓支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。